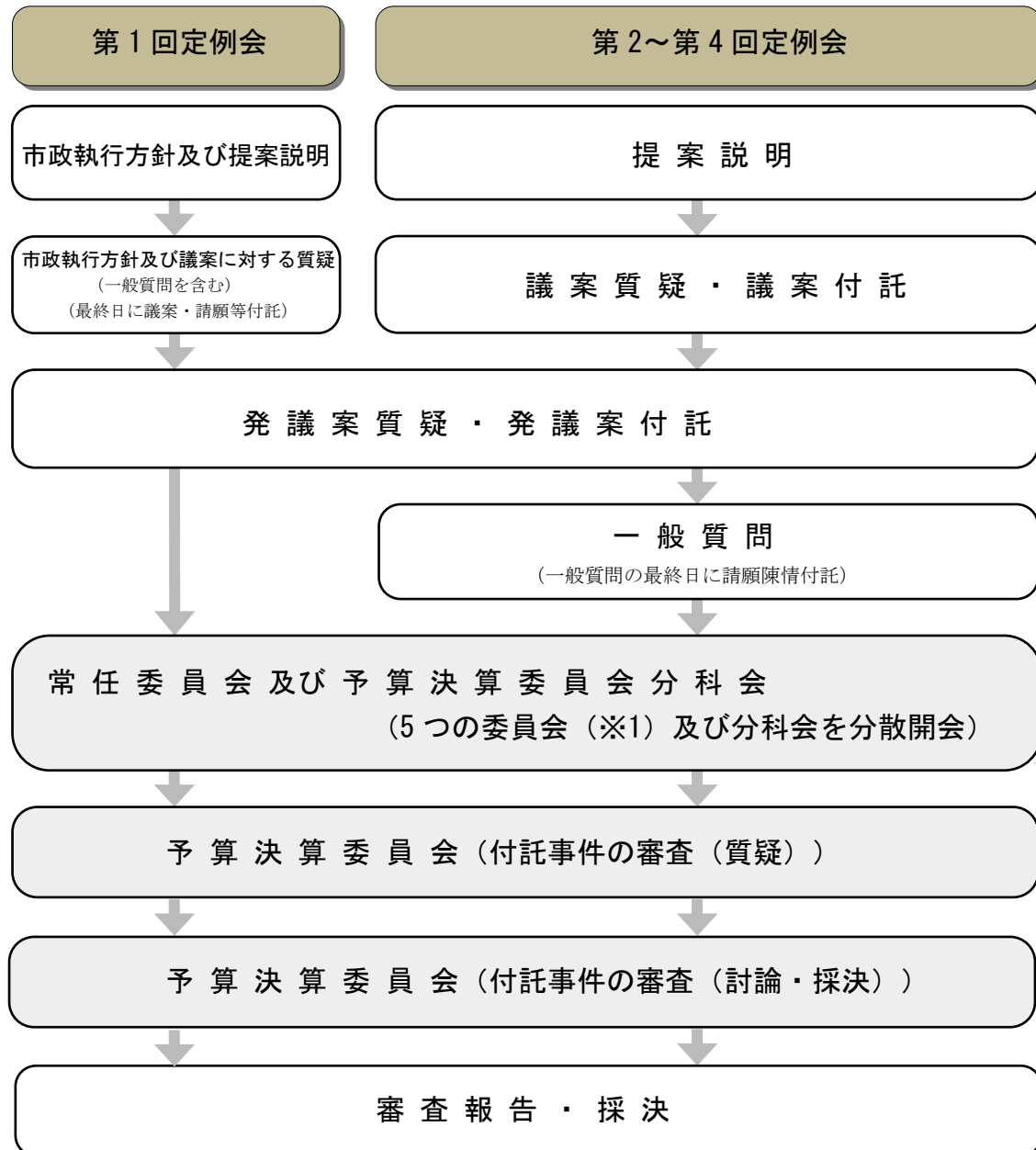


Ⅲ 本会議

1 審議日程等

● 定例会の流れ

議長は、定例会中に、市長から次定例会招集日の通知を受け、定例会最終日に審議日程（予定）を議場出席者全員に配付。開会通知は、招集告示がなされた後、開会について議員に通知。



※1 「5つの委員会」は、総務委員会、健康福祉委員会、市民環境経済委員会、建設委員会、文教委員会

《本会議の開会状況（令和6年中）》

定例会

会 議	令和6年 1 定	令和6年 2 定	令和6年 3 定	令和6年 4 定	計
会 期	2.13～ 3.22 39日間	5.27～ 6.28 33日間	9.3～ 10.9 37日間	11.15～ 12.19 35日間	144日間
会 議 日 数	10日間	10日間	10日間	10日間	40日間
審 議 時 間	32時間 02分	26時間 57分	29時間 39分	28時間 26分	117時間 04分

臨時会

令和6年 1 臨	計
1.19 1日間	1日間
1日間	1日間
44分	44分

《議決状況（令和6年中）》

市長提出

	提出	可決	認定	同意	承認	異議なし	撤回承認
予算	26	25	—	—	—	—	1
決算	10	—	10	—	—	—	—
条例	50	50	—	—	—	—	—
一般議案	23	23	—	—	—	—	—
人事議案	3	—	—	3	—	—	—
専決処分	2	—	—	—	2	—	—
諮問	12	—	—	—	—	12	—
計	126	98	10	3	2	12	1

議員提出

	提出	可決	修正可決	否決	撤回承認	継続審査
条例	1	1	—	—	—	—
意見書	20	3	—	17	—	—
決議	1	—	—	1	—	—
計	22	4	—	18	—	—

議員提出の意見書等は12ページに記載

2 質疑

● 市政執行方針及び議案に対する質疑

第 1 回定例会では、市長から市政執行方針が述べられることから、「市政執行方針及び議案に対する質疑」として、その中に一般質問を含めて（先例）6 日間行う。

質疑者は、要旨及び予定時間を所定の用紙に記載して、市政執行方針及び議案に対する質疑日初日の前々日の正午までに提出する。

なお、審議日程等を協議する議会運営委員会の前日までに、会派代表者は所属会派の質疑予定者及び予定時間を、無所属議員は自身の予定時間を、議長に連絡し、これをもって開会日に正規の通告があったものとみなす。

発言順序は、審議日程を協議する議会運営委員会の散会後に抽せんにより決定する。

発言時間は、20 分×会派所属議員数を会派の持ち時間とし、その時間内で、かつ 1 人 30 分以内。なお、無所属議員の発言時間は 20 分以内（答弁を含まない）。（申し合わせ）

● 議案に対する質疑

第 2～4 回定例会においては、本会議 2 日目に行う。開会日散会後の議会運営委員会において、質疑を予定している会派及び無所属議員は、その旨申し出を行い、発言順序を抽せんにより決定する。

会派代表者及び質疑を予定している無所属議員は、議案に対する質疑日の 3 日前の 17 時までに、質疑予定者の氏名を議長に通告する。

質疑者の数は、1 会派 1 人（議会運営委員会の上承があれば複数とすることができる）、発言時間は所属議員 3 人以上の会派は 30 分以内、2 人の会派は 20 分以内、無所属議員は 10 分以内（答弁を含まない）。（申し合わせ）

● その他の質疑

委員長報告、監査委員からの報告、議会で指定した専決処分の報告、行政報告等に対し、質疑が行われることがある。

通告方法、発言時間等はその都度議会運営委員会で協議している。

《発言者数(令和 6 年中延べ)》

	1 臨	1 定	2 定	3 定	4 定	計
議案等	2 人	43 人	10 人	14 人	10 人	79 人
その他	-	3 人	1 人	2 人	1 人	7 人
計	2 人	46 人	11 人	16 人	11 人	86 人

（注）1 定の「議案等」は、「市政執行方針及び提出議案に対する質疑」

3 一般質問

● 方法

代表制はとっていない。

質問者は、所定の用紙に、要旨及び質問予定時間を記載した主意書を、議案に対する質疑日の前々日の正午までに提出する。

なお、開会前の議会運営委員会※の前日までに、会派代表者は所属会派の質問予定者及び予定時間を、無所属議員は自身の予定時間を、議長に連絡する。

発言順序は、開会前の議会運営委員会の散会后に抽せんにより決定する。

なお、主意書提出締め切り後の事項追加は、原則として認められない。（申し合わせ）

発言時間は、15 分×会派所属議員数を会派の持ち時間とし、その時間内で、かつ 1 人 30 分以内。

なお、無所属議員の発言時間は 15 分以内（答弁を含まない）。（申し合わせ）

※開会前の議会運営委員会：審議日程等を協議するため、定例会招集日の 3 日前に開かれる議会運営委員会

《発言状況(令和 6 年中延べ)》

	1 定	2 定	3 定	4 定	計
一般質問	42 人	36 人	39 人	38 人	155 人
日数	6 日	5 日	5 日	5 日	21 日

（注）1 定については、「市政執行方針及び提出議案に対する質疑」と重複掲載。

4 発議案（議員提出議案）の審議

● 提出方法

発議案は、まず、開会前の議会運営委員会の 6 日前の 17 時までに件名を書面にて議長に提出する。なお、提案会派（者）は、提出者及び賛成者（名前を連ねる者）を、あわせて議長に報告する。案文は、開会前の議会運営委員会の 2 日前の 17 時までに議長に提出する。

提出された案文は、そのまま印刷・製本し、開会前の議会運営委員会で配付する。

請願採択に伴う発議案を同一会期中に提出する場合は、議決日の議事日程を協議する議会運営委員会の 3 日前までに、提出者が議長に提出する。

質疑の実施方法については、議案に対する質疑と同様。

発議案の提出者又は賛成者の所属する会派の議員は、賛成者に名を連ねていない場合も、その発議案に対する質疑を原則として行わないものとする。

発議案は、委員会付託を基本とし、付託を省略するか否かは議会運営委員会で協議する。

請願採択に伴う発議案は、一括して議題とし、提出者から提案説明を受けた後、質疑・討論を行い、採決することとし、原則として、委員会への付託は省略する。

● 審議方法

発議案（請願採択に伴うものを除く。）は、一括して議題とし、提出者から提案説明を受けた後、質疑を行い、委員会に付託する。

質疑の際、提出者は補助人を 1 人置くことができる。

《発言者数(令和 6 年中延べ)》

1 定	2 定	3 定	4 定	計
2 人	0 人	0 人	0 人	2 人

● 令和 6 年第 1 回定例会発議案

船橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	可決(全)
パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議	否決
企業・団体献金の全面禁止及び政党助成金の廃止を求める意見書	否決
介護保険制度改悪の中止を求める意見書	否決
小中学校給食費の無償化を求める意見書	可決(全)

● 令和 6 年第 2 回定例会発議案

地方自治法改定案の廃案を求める意見書	否決
次期戦闘機の第三国輸出を撤回し、「武器輸出三原則」の立場に戻るよう求める意見書	否決
離婚後共同親権の拙速な導入を中止し、ひとり親支援の総合的な施策を拡充するよう求める意見書	否決
政治資金パーティー裏金事件の真相究明を求める意見書	否決
危険な「こども誰でも通園制度」撤回を求める意見書	否決
核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書	否決
選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	否決
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	否決
教育予算の充実にに関する意見書	可決(全)
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	可決(全)

● 令和 6 年第 3 回定例会発議案

緊急避妊薬を全面的に OTC 化し、必要とする全ての人のアクセスを保障するよう求める意見書	否決
生活保護基準を大幅に引き上げ、猛暑から命を守るために夏季加算を新設するよう求める意見書	否決
全ての生活保護世帯にエアコンを設置するよう求める意見書	否決
子ども医療費の窓口負担促進を中止するよう求める意見書	否決
新型コロナウイルス感染症対策の改善を求める意見書	否決
ガザ地区の即時停戦を目的とした積極的な外交を行うよう求める意見書	否決

● 令和 6 年第 4 回定例会発議案

中小企業への直接支援を強化し、全国一律で最低賃金時給 1,500 円を実現するよう求める意見書	否決
---	----

5 請願・陳情の審議

● 受理・文書表作成

定例会招集日の前日（前日が市の休日にあたる時は、その前日）午後 5 時までに受理したものをその定例会に付議する。この期限後に受理したもので特に希望のあるものは、議会運営委員会に諮り、緊急性について認められたもののみを、その定例会に付議する。（申し合わせ）

受理した請願・陳情は、その都度、議員へ情報提供を行う。（申し合わせ）

また、付託委員会について議会運営委員会で協議した上、請願・陳情書本文部分の写し等を記載した文書表を作成し、請願・陳情付託前日までに、議員及び関係者に配付する。（先例）

予算措置がなされるなど実施されることが極めて明白な件について、紹介議員となることは好ましくない。議長、副議長は紹介議員にならない。

また、正副委員長は所属委員会に付託される件について紹介議員とならない。（申し合わせ）

● 陳情の扱い

審議上は、請願と同じ扱いをしている。

ただし、議長において、会議に付する必要がないと認めるものについては、この限りではない。

● 審議方法

市政執行方針及び議案に対する質疑または一般質問終結後、議題とし、直ちに委員会に付託する。

委員会では、必要に応じて、理事者から審査の参考のため現況等について説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論・採決を行う。

本会議では、委員会の議決態様ごとに、全会一致または多数に分けて採決を行う。

● 結果通知

提出者に対し、議決結果と、意見書の提出を求める請願・陳情が採択され、意見書の発議案が可決となった場合はその意見書を添え、詳細は事務局に問い合わせをされたい旨、付記した上で、郵送により通知している。

また、議決結果及び意見書の発議案は、議会ウェブサイト上にも掲載している。

《受理状況（令和 6 年中）》

	総務	健康福祉	市民環境 経済	建設	文教	議会 運営	付託 省略	受理 のみ	計
請願	—	—	—	—	1	—	—	—	1
陳情	11	12	3	9	6	—	1	—	42
計	11	12	3	9	7	—	1	—	43

《審議結果（令和 6 年中）》

	採択	不採択	みなす 不採択	継続	審議未了	取り下げ	計
請願	—	1	—	—	—	—	1
陳情	9	32	1	—	—	—	42
計	9	33	1	—	—	—	43

6 議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施

● 経緯

議長及び副議長への就任を希望する議員の考えを議員や市民が知ることができるよう所信表明の実施について会派代表者会議において提起があり、平成 30 年 9 月 11 日の全員協議会でその実施について各議員の意見を聞いた上でその後の会派代表者会議で協議し、令和元年第 1 回臨時会から実施することとなった。

● 方法

- ・本会議において、議長選挙または副議長選挙の議事の前行う。
- ・議員は、所信表明を行った議員に対し、質疑を行うことができる。

● 事例

・議長選挙における所信表明

令和元年 5 月 21 日 2 人

令和 3 年 6 月 28 日 3 人

令和 5 年 5 月 18 日 2 人

・副議長選挙における所信表明

令和元年 5 月 21 日 なし

令和 3 年 6 月 28 日 1 人

令和 5 年 5 月 18 日 2 人

7 会議の公開

● 傍聴

傍聴希望者は、船橋市議会傍聴規則に基づき、傍聴席入口前の受付において、傍聴受付票に所定事項を記入し、傍聴券の交付を受け入場する。

傍聴人定員は 105 人。（うち、車椅子用 3 席、拡声装置付き 10 席）

平成 26 年 3 定から、難聴者支援のためのヒアリンググループを設置している。

《傍聴人数（令和 6 年中）》

	1 臨	1 定	2 定	3 定	4 定	計
傍聴人数	1	52	47	46	53	199

● 託児ルーム

平成 12 年度から、本会議傍聴の際に、子供連れの方でも傍聴できるよう、保育士等を配置した「託児ルーム」（30 平方メートル）において、乳幼児を預かっている。

なお、対象年齢は、これまで 1 歳から就学前までとしていたが、令和 5 年第 1 回臨時会より、生後 6 か月から就学前までに拡大した。

利用日の 10 日前までに傍聴を希望する日時を連絡願い、保育士等を派遣してもらう。

なお、令和 6 年中の利用者はなし。

市民への周知方法として、「広報ふなばし」、「議会ウェブサイト」に利用案内を掲載している。

● インターネット中継（生中継・録画中継）

平成 16 年 3 定から開始

※29 ページ及び 30 ページ参照

● 手話通訳

平成 14 年 1 定から、聴覚に障害のある方のために傍聴席での手話通訳を始めた。

利用日の 7 日前までに傍聴を希望する日時を連絡願い、手話通訳者を派遣してもらう。

令和 6 年中の利用者は 7 人（3 定：2 人、4 定：5 人）。